



第7期北区障害福祉計画・ 第3期北区障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

【概要版】

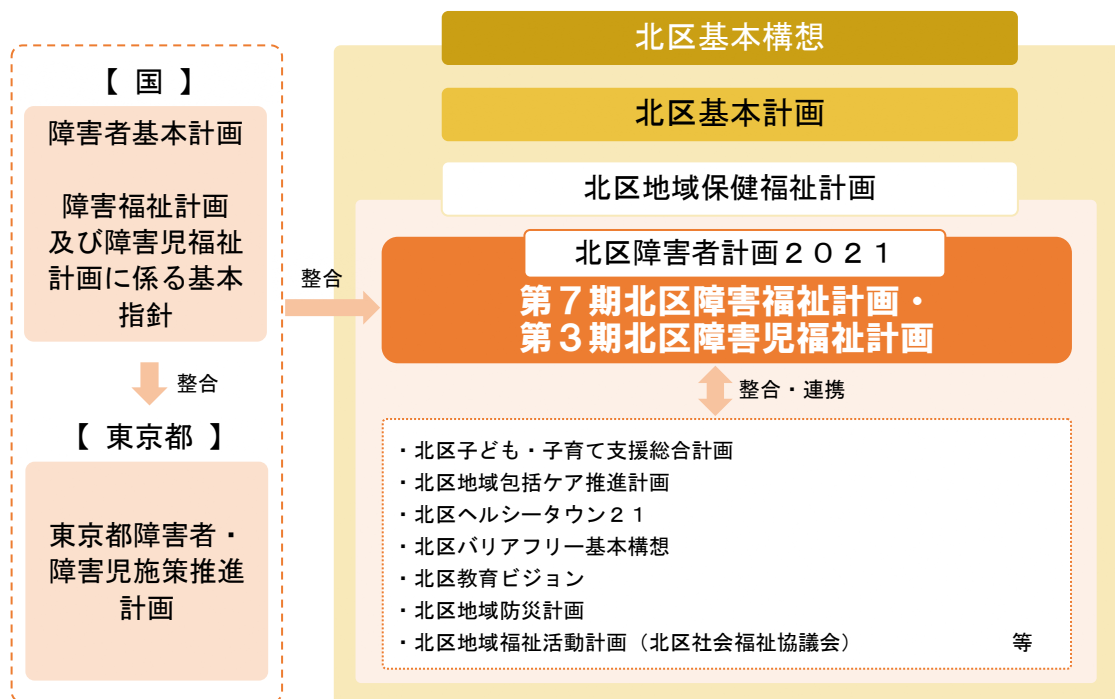
令和6年3月



計画の位置付け

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者福祉施策を円滑に実施するために、障害者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画です。

本計画は、区がめざすべき将来像を定めた「北区基本構想」及びそれに基づく「北区基本計画」、区の地域保健福祉推進の基本的な方向を示す「北区地域保健福祉計画」、区の障害者施策に関する基本計画としての性格を有する「北区障害者計画2021」を上位計画とし、東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」等、関連する他の計画とも整合を図りながら、障害者・障害児の地域生活に必要なサービス量の見込み及びその確保策を定めるものです。



計画の基本的視点

「北区障害者計画2021」では、基本理念に「一人ひとりを大切にし、ともに生きる地域社会をめざして」を掲げています。また、基本理念を具体化するための方向性として、「自分らしく生き生きと暮らすために」「住み慣れた地域で安心して暮らすために」「ともに支え合う地域社会をめざして」の3つの基本目標を設定し、各種の障害者施策の展開を図っています。

こうした基本理念、基本目標に基づき、本計画では、基本的視点として、「障害のある子どもが健やかに育ち、障害のあるすべての人が自分らしく安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を設定します。

計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障害者計画	北区障害者計画2021						次期計画		
障害児福祉計画	第6期 北区障害福祉計画			第7期 北区障害福祉計画			次期計画		
	第2期 北区障害児福祉計画			第3期 北区障害児福祉計画			次期計画		

成果目標

国の基本指針を踏まえ、令和8年度を目標年度として、障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値		設定の考え方
令和8年度末までの地域生活移行者数	15人	令和4年度末の施設入所者(239人)の6%が、施設からグループホーム等へ地域移行 【国指針：令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行】
令和8年度末の施設入所者数	227人	令和4年度末時点(239人)から5%削減 【国指針：令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減】

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標値		設定の考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場を開催		【国指針：市町村ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築】
令和8年度における精神障害者の利用者数	地域移行支援事業	5人
	地域定着支援事業	6人
	共同生活援助事業	90人
	自立生活援助事業	6人
	自立訓練(生活訓練)事業	30人
		現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ等を勘案し、利用者数の見込みを設定 令和4年度末時点の利用者数 地域移行支援事業 0人、地域定着支援事業 2人 共同生活援助事業 72人、自立生活援助事業 0人 自立訓練(生活訓練)事業 28人

(3) 地域生活支援の充実

目 標 値	設定の考え方
令和8年度末までに、区内に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、コーディネーターを配置	【国指針：令和8年度末までの間、各市町村に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本】
地域生活支援拠点等の運用状況について、年1回以上検証・検討	
強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	【国指針：令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本】

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目 標 値	設定の考え方
令和8年度中の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	82人 令和8年度中に、福祉施設から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(61人)の1.28倍以上 【国指針：令和3年度実績の1.28倍以上】
内訳	
就労移行支援事業からの移行者数	79人 令和8年度中に、就労移行支援事業から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(60人)の1.31倍以上 【国指針：令和3年度実績の1.31倍以上】
就労継続支援A型事業からの移行者数	2人 令和8年度中に、就労継続支援A型事業から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(1人)の1.29倍以上 【国指針：令和3年度実績の1.29倍以上】
就労継続支援B型事業からの移行者数	1人 令和8年度中に、就労継続支援B型事業から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(0人)の1.28倍以上 【国指針：令和3年度実績の1.28倍以上】
令和8年度における就労移行支援事業所のうち、利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所の割合	5割 【国指針：令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本】
令和8年度における就労定着支援事業の利用者	98人 令和8年度における就労定着支援事業を利用した人数。令和3年度実績値(69人)の1.41倍以上 【国指針：令和3年度実績の1.41倍以上】
令和8年度における就労定着支援事業の就労定着率7割以上の事業所の割合	25% 【国指針：令和8年度における就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本】

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

目 標 値		設定の考え方	
令和8年度末までに設置する数	児童発達支援センター	1 箇所	【国指針：令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本】 令和4年度末時点 1 箇所
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	2 箇所	【国指針：令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本】 令和4年度末時点 1 箇所
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	6 箇所	【国指針：令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本】 令和4年度末時点 4 箇所
令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築		充実	【国指針：令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本】
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置		充実	【国指針：令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本】 令和4年度末時点 設置
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		配置	【国指針：令和8年度末までに、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本】

(6) 相談支援体制の充実・強化等

目 標 値		設定の考え方	
基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制の強化を図る取組を実施		【国指針：令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本】	
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施		【国指針：令和8年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本】	

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

目 標 値		設定の考え方	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築		【国指針：令和8年度末までに、市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築】	
内訳	障害福祉サービス等に係る各種研修の参加	促進	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の積極的な参加を図る
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用・共有	年 12 回	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定

サービス見込量（活動指標）一覧

（１）障害福祉サービス

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	居宅介護 （ホームヘルプ）	実利用者数（人）	654	685	717
		延利用量（時間）	10,901	11,417	11,951
	重度訪問介護	実利用者数（人）	53	54	56
		延利用量（時間）	19,410	19,776	20,509
	同行援護	実利用者数（人）	185	187	188
		延利用量（時間）	5,005	5,059	5,086
	行動援護	実利用者数（人）	32	36	40
		延利用量（時間）	850	956	1,063
	重度障害者等包括支援	実利用者数（人）	1	1	1
		延利用量（時間）	608	608	608
日中活動系サービス	生活介護	実利用者数（人）	596	598	601
		延利用量（人日）	11,336	11,374	11,431
	自立訓練（機能訓練）	実利用者数（人）	5	6	6
		延利用量（人日）	59	71	71
	自立訓練（生活訓練）	実利用者数（人）	41	42	43
		延利用量（人日）	585	599	613
	就労移行支援	実利用者数（人）	156	165	174
		延利用量（人日）	2,588	2,737	2,887
	就労継続支援（A型）	実利用者数（人）	67	70	74
		延利用量（人日）	1,124	1,174	1,241
	就労継続支援（B型）	実利用者数（人）	604	609	614
		延利用量（人日）	9,477	9,555	9,634
	就労定着支援	実利用者数（人）	87	92	98
	就労選択支援	実利用者数（人）	-	26	32
	療養介護	実利用者数（人）	42	42	43
	福祉型短期入所 （ショートステイ）	実利用者数（人）	236	256	278
延利用量（人日）		1,504	1,632	1,772	
医療型短期入所 （ショートステイ）	実利用者数（人）	17	17	17	
	延利用量（人日）	99	99	99	
サービス 居住系	自立生活援助	実利用者数（人）	2	4	6
	共同生活援助 （グループホーム）	実利用者数（人）	393	431	472
		実利用者数 （重度）（人）	234	257	281
施設入所支援	実利用者数（人）	235	231	228	
サービス 相談支援系	計画相談支援	実利用者数（人）	608	660	716
	地域移行支援	実利用者数（人）	7	10	12
	地域定着支援	実利用者数（人）	9	12	15

(2) 地域生活支援事業等

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所数	5	5	5
	基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
	相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	実施件数(件)	60	60	60
	相談支援事業者の人材育成の支援	実施件数(件)	10	10	10
	相談機関と連携強化の取組	実施回数(回)	5	5	5
	個別事例の支援内容の検証	実施回数(回)	5	5	5
	主任相談支援専門員の配置数	配置人数(人)	3	3	3
成年後見制度利用支援事業		実利用者数(人)	11	11	11
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	検討	検討	検討
意思疎通支援事業	北区手話通訳派遣事業	実利用登録者数(人)	212	214	215
		実利用件数(件)	2,232	2,253	2,264
		手話通訳者設置数(人)	40	41	42
	手話通訳者・要約筆記派遣事業	実利用件数(件)	292	311	332
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	実利用件数(件)	29	29	29
	自立生活支援用具	実利用件数(件)	64	69	74
	在宅療養等支援用具	実利用件数(件)	50	52	54
	情報・意思疎通支援用具	実利用件数(件)	45	45	45
	排せつ管理支援用具	実利用件数(件)	6,259	6,317	6,375
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用件数(件)	12	15	19
手話奉仕員養成研修事業		実講習修了者数(人)	66	71	76
移動支援事業	実利用者数(人)	487	495	503	
	延利用量(時間)	4,445	4,518	4,592	
	登録事業所数	278	279	280	
地域活動支援センター事業	利用登録者数(人)	450	463	477	
	箇所数	1	1	1	

(2) 地域生活支援事業等

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
任意事業	身体障害者訪問入浴サービス事業	実利用者数(人)	36	39	42
	日中一時支援事業	実利用者数(人)	35	38	41
		実施箇所数	3	4	4
	障害者運転免許取得経費補助事業	実利用者数(人)	5	6	8
身体障害者用自動車改造補助事業	実利用者数(人)	4	5	7	
障害者(児)緊急一時保護事業	実利用者数(人)	19	21	22	
	延利用量(人日)	283	313	328	
重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	実利用者数(人)	20	23	27	
	延利用量(時間)	762	876	1,029	

(3) 障害児通所支援等

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実利用者数(人)	473	525	584
	延利用量(人日)	3,738	4,149	4,616
放課後等デイサービス	実利用者数(人)	562	610	661
	延利用量(人日)	6,287	6,824	7,395
保育所等訪問支援	実利用者数(人)	44	46	50
	延利用量(人日)	77	80	87
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数(人)	3	3	4
	延利用量(人日)	19	19	25
障害児相談支援	実利用者数(人)	324	396	484
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置数(人)	1	1	1

第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画【概要版】

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月発行

刊行物登録番号 5-1-123

発行 東京都北区

編集 東京都北区 福祉部 障害福祉課

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

TEL: 03-3908-9085 FAX: 03-3908-5344